

申込受付後の注意事項について

全ての保護者様へ

【支給認定証】

- 子ども子育て支援新制度に基づく「支給認定証」は申請日から30日以内に交付すべきですが、新年度の利用調整事務につきまして大変混雑が予想されることから、令和5年1月中旬をめどに交付します。

【その他】

- 希望された保育施設等の立地条件や保育内容等については、事前に確認しておいてください。
- 受付完了した申込内容に修正がある場合は、令和4年9月30日（金）午後5時までに申請者本人が直接申込書に訂正印を押したうえで修正を行ってください。（電子申請につきましては、修正したデータを再度送信いただく方法でも受付させていただきます）それ以後の修正は受付できません。申し込み期間終了後の変更は、利用調整に反映はしませんが、4月以降の教育・保育給付認定等に反映しますので、随時変更申請を行ってください。
- 就労証明書の証明事項に不明な点が確認された場合は、就労先等に直接確認することがあります。

【今後の予定】

令和5年1月中旬	利用調整結果通知（入所（園）可・不可）
令和5年2月～3月	入所（園）説明会
令和5年3月下旬	利用者負担額の決定通知
令和5年4月上旬	入所（園）式

※お子様の預かりが、入所（園）式後からとなる場合があります。

該当の保護者様へ

【教育・保育給付認定の有効期間（保育施設の利用できる期間）】

- 求職活動でお申し込みの方は、令和5年6月末日までです。
- 妊娠・出産でお申し込みの方は、出産予定日の8週後の翌日が属する月の末日までです。
- 疾病・障害・介護・看護・災害復旧・就学でお申し込みの方は、最長で令和6年3月末日までです。

【提出書類】

- 令和5年4月中に育休復帰予定で申し込みの場合は、4月中に復帰した事が分かる復帰証明書を令和5年5月末日までに提出してください。年度内復帰で申し込みの場合は、令和5年度中に復帰していただく必要があり、復帰後速やかに復帰証明書を提出してください。
※育休復帰とは、育児休業を取得した就労先に行くものです。職場復帰せず退職し、別会社へ就労した場合等は、育休復帰と判断できませんので、十分にご注意ください。
- 利用者負担額算定のために、障害者手帳の写し・課税資料・生活保護受給者証を、申込後、提出する必要がある方につきましては令和4年12月末日までに提出してください。

【諸手続】

- 転入予定で申し込みの方は、令和5年3月末日までに転入手続きを行い、変更申請書を提出してください。
- お子様を出産されましたら、世帯員追加の変更申請書を提出してください。なお、変更申請書提出時に母子手帳の内容を確認しますのでお持ちください。
- 申込時から世帯状況、保育を必要とする事由等、何か変更がある場合は、変更申請書を提出してください。